**令和６年度 中播磨地域健康福祉推進協議会**

**（令和６年８月20日（火）開催）**

傍 聴 申 込 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込日　令和６年　　月　　日

（申し込み先）兵庫県中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所　企画課

　　　　　　　〒670-0947　姫路市北条1-98

　　　　　　　　　　　　　電　話　：079－281－9207（直）

　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ ：０７９－２２４－３０３７

　　　　　　　　　　　　　Ｅメール：nkharimakf@pref.hyogo.lg.jp

　下記の必要事項を記入して、上記申し込み先までＦＡＸまたはＥメールでお申し込み　ください。

　※申し込み期限：**令和６年８月１９日（月）１２時００分必着**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 | 電　　話：  ＦＡＸ：  Ｅメール： |

（注意事項）

　１　傍聴定員は10名（１団体５人以下）とし、希望者が定員を超える場合は、先着順とします。

　２　申込後、傍聴可能な方には、許可書をＦＡＸまたはメールで送付いたしますので、会議当日にご持参ください。（申込後、会議当日10時00分までに許可書が届かない場合はお問い合わせください。）

　３　当日、許可書を持参されない場合は、傍聴を認めない場合がありますので、ご留意ください。

　４　会議は公開で行いますが、非公開で扱うべき事案がある場合、議事の途中であっても非公開に切り替わる場合があります。

　５　傍聴される方は、別紙「傍聴される方への留意事項」を遵守してください。

（別紙）

傍聴される方への留意事項

１　次の場合は、傍聴できません。

（１）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している場合

（２）録音機、写真機、映写機の類を使用を目的として携帯している場合（なお、事前の申出により議長の許可を得た場合は除きます。）

（３）楽器、拡声器その他音を出すための道具等で会議の進行を妨害するおそれのあるものを携帯している場合

（４）酒気を帯びていると認められる場合

（５）異様な服装をしている場合

（６）その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる場合

２　傍聴にあたっては、会議の妨げとならないよう静かにしてください。また、次のことを遵守するとともに、議長・職員の指示には必ず従ってください。

（１）会議での発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（２）私語、喚声その他議事の妨げとなる行為をしないこと

（３）示威的行為をしないこと

（４）食事又は喫煙をしないこと

（５）会議室において写真撮影、録画又は録音等をしないこと（なお、事前に議長の　許可を受けた場合は、その許可された範囲で可能です。）

（６）会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと

（７）みだりに傍聴席を離れないこと

（８）その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと